山梨県県土整備部労務費ダンピング調査試行要領

（趣旨）

第１条　この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）第 12 条及び第 13 条の規定並びに国土交通省が策定した「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に基づき、建設現場で働く技能労働者の処遇改善、適正な水準の労務費の確保及び行き渡りを図ることから、山梨県県土整備部が発注する建設工事について、建設業者が提出する工事費内訳書の内容を確認し、適正な水準の労務費が確保され、かつ、その労務費が技能労働者に適切に行き渡ることが見込まれるか否かを調査する労務費ダンピング調査を試行するため、必要な事項を定めるものとする。

（調査対象）

第２条　労務費ダンピング調査の対象は、山梨県県土整備部が発注する建設工事のうち、競争入札に付する全ての工事とする。

（工事費内訳書）

第３条　入札参加者は、入札契約適正化法第 12 条の規定により、入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度に係る掛金、安全衛生経費その他当該公共工事の施工のために必要な経費を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。

（一定水準）

第４条　労務費ダンピング調査は、落札候補者が提出した工事費内訳書に記載された直接工事費が、当該工事の直接工事費の積算額に次に掲げる係数を乗じて得た額（以下「一定水準」という。）以上であるかを確認する。

(1) 土木工事　0.97

(2) 建築工事　0.90×0.97

２　電気設備工事等については、前項の工事区分に応じて該当する係数を適用する。

３　一定水準に１円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。

（調査方法）

第５条　発注機関の長は、落札候補者が提出した工事費内訳書に記載された直接工事費が一定水準を下回る場合、当該落札候補者に対し、労務費ダンピング調査対象者通知（様式第１号）により、期日を定めて理由書（様式第２号）の提出を求め、直接工事費が一定水準を下回る理由を確認するものとする。

２　発注機関の長は、前項の直接工事費が一定水準を下回る理由を確認するために必要があると認めるときは、落札候補者に対し、追加の説明又は資料の提出を求めることができる。

３　落札候補者が低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行っている場合は、別に定めるところにより低入札価格調査を実施するものとする。

（理由の確認）

第６条　前条の規定による直接工事費が一定水準を下回る理由の確認の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な回答が確認できなかった場合は、執行所属の長は、労務費ダンピング調査結果報告書（様式第３号）により、県土整備部長に報告するものとする。

２　県土整備部長は、前項の報告を受けた場合、労務費ダンピング調査の結果に基づく要請（様式第４号）により、落札候補者に対し、必要に応じて改善を要請することができる。

３　県土整備部長は、第１項の報告を受けた場合、理由の内容、労務費の確保状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、国土交通省が設置する入札契約適正化相談窓口を経由して、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 40 条の 4 の規定に基づく調査を行う建設Ｇメンへ通報することができる。

（試行の記録）

第７条　発注機関の長は、労務費ダンピング調査の実施状況及びその結果を記録し、試行結果の検証並びに今後の取扱いの検討に活用するものとする。

（調査に協力しない場合の取扱い）

第８条　発注機関の長は、第５条の規定による調査に対し、理由書又は求められた資料の提出を拒んだ場合、指定した期限までにこれらを提出しなかった場合その他正当な理由なく調査に応じなかった場合は、入札に関する条件に違反したものとして、当該入札を無効とすることができる。

附　則

この要領は、令和８年１１月１日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

（様式第１号）

○○第○○○○号
令和　年　月　日

（調査対象者）　殿

発注機関の長

労務費ダンピング調査対象者通知

貴社が提出した工事費内訳書に記載の直接工事費が一定水準を下回っていることを確認したため、貴社に対し労務費ダンピング調査を実施するので通知します。

つきましては、次の理由書提出期限日までに別添の理由書を提出してください。

なお、指定した期限までに理由書を提出しない場合その他正当な理由なく調査に応じない場合は、山梨県労務費ダンピング調査試行要領第８条の規定に基づき、入札に関する条件に違反したものとして、当該入札を無効とすることがあります。

１　工事名等

（記載内容：　工事番号、工事名）

２　理由書提出期限日及び提出場所

（記載内容：　　年　月　日（ ）午後４時までに書面により提出すること。）

担当：○○
電話番号：○○

（様式第２号）

〇年〇月〇日

発注機関の長　殿

住所
商号又は名称
代表者　氏名

理　由　書

次の工事の入札において提出した工事費内訳書について、記載した直接工事費で入札した理由は、以下のとおりです。

１　工事名等

（記載内容：　工事番号、工事名）

２　理由

（記載内容：工事費内訳書に記載された直接工事費が一定水準を下回った理由及び十分な労務費を考慮した入札を行っていると判断できる理由を具体的に記載すること。）

（様式第３号）

○○第○○○○号
令和　年　月　日

県土整備部長　殿

執行所属の長

労務費ダンピング調査結果報告書

次の工事における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な回答が認められませんでしたので、報告します。

１　工事名等

（記載内容：　工事番号、工事名）

２　合理的な回答でないと判断した理由

（記載内容：理由）

３　添付資料

様式第２号　理由書

担当：○○
電話番号：○○

（様式第４号）

○○第○○○○号
令和　年　月　日

（調査対象者）　殿

山梨県県土整備部長

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

次の工事における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な回答が認められませんでした。
貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、次の事項について改善措置を講じるよう、要請します。

１ 工 事 名

（記載内容：工事番号、工事名）

２ 指摘事項

工事費内訳書に記載された直接工事費が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な回答を示さなかった。

３ 要請事項

今後の入札においては、適正な水準の労務費を確保するとともに、合理的な回答なく労務費を低く見積もることのないよう改善すること

担当：○○
電話番号：○○